

令和4年度 第31回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和5年2月16日(木) 午後1時30分～午後2時17分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 14人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員
10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員
13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 12人
- 6 現地調査委員
農業委員 高本 知宜委員 米田 隆至委員
推進委員 細見 和範委員 山田 和広委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第150号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第151号 農地法第4条申請について
日程第3 議案第152号 非農地証明申請について
日程第4 議案第153号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第154号 農地転用事実の疑義について
- 8 事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子
主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員
主事 福富 裕貴
- 10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第31回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。
既に送付をいたしてございます次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員12名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第31回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4「議事録署名人の指名について」は、5番、高本知宜委員と、6番、米田隆至委員に議事録署名人をお願いします。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第150号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位290番及び291番の2件の提案理由の説明を、地元委員の大森委員に求めます。

○大森委員 それでは、説明させていただきます。290番と291番、関連性がありますので、まとめて説明させていただきます。

航空写真をご覧ください。国道9号線を和田山から宮田の交差点を右に曲がり、糸井橋を渡り、交差点を過ぎて、1本目の農道を左側に入っていったところに申請地●●番地、●●番地の2件があります。ここは譲受人、●●さんが以前から譲渡人の●●さん、●●●さんから依頼を受け、耕作をされておりました。譲受人の●●さんは、申請地から1.2キロメートルほど離れた徒歩12分ほどのところに自宅があります。申請案件審議資料をご覧ください。農機具は、コンバイン、トラクター、乾燥機、田植機などを持っておられま

す。そして、個人であるため、2号要件、3号要件も該当いたしません。4号要件の従事日数は年350日農業に従事しておられます。5号要件の下限面積は、8,963平方メートルであり、適合しております。6号要件は非該当、7号要件では、地元区長、農事部長、隣接する農地の所有者の同意も得ておられ、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位290番及び291番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の高本委員のほうから補足説明がございませうか。

○高本委員 失礼します。2月3日、推進委員2名、農業委員2名、事務局2名で現地調査のほうを行ってまいりました。当日は写真のとおり積雪があり、現地の判別がしづらかったのではありますけれども確認できました。農業委員さんの説明のとおり補足はございません。

○石原会長 皆さんのほうから、この件につきまして、ご意見なりご質問ございませうか。

特にないようですので、受付順位290番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位291番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第151号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位292番の提案理由の説明を地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位292番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山インターに隣接する海鮮せんべい但馬店の東側、建物真裏に位置する農地です。このたび●●さんが所有している●●番地の農地に隣接する●●番地の農地、令和4年4月28日に売買で所有され、農業用倉

庫及び作業所を設置するため、農地法第4条の申請をされています。農振農用地ではありませんが、農業用の倉庫、作業所であれば審査に値します。今回、地目、田、地籍、804平方メートルの案件です。

申請案件審議資料をご覧ください。審査基準については全て問題なく、審査に値します。事業計画及び設計書、見積書及び金融機関の残高証明等を確認し、目的が果たされるものと思われま。周辺農地への支障もなく、地元区長、農事部長、水利組合の代表の同意も得られています。ただし、南に隣接する農地の同意は得られていますが、北側の隣接所有者については、次の理由により同意が得られておりません。

理由書を読み上げます。●●さんが理由書を書かれています。隣接の所有者の同意がいただけない理由書。2022年12月下旬、和田山町市御堂字ワタシ●●番地に隣接する土地、和田山町市御堂字ワタシ●●番地の所有者である●●さんに同意をいただくため話をしたところ、農地転用については問題ないが、●●家の自宅である和田山町市御堂●●の土地と、それに隣接する里道との位置や幅が以前と変わっているのではないかとの話があり、その境界がわる目処が立つまでは同意書に名前を記入できないとのことであった。これについて、養父土木事務所、朝来市役所建設課にて里道の幅や位置は変わっていないことを確認し、過去の写真なども含めて調査をして、2023年の1月18日に市御堂区長も交えて話をすることになっていました。しかしながら、話合いをする当日に●●さんが脳梗塞で倒れて入院したため、当面の間話ができないことになったと。

今の理由書にもありましたけど、同意が取れてないという事実はありますが、私の考えるところ許可相当と思われま。許可相当なのかどうかについてご審議よろしくお願ひしま。

○石原会長 ありがとうございます。

今の同意書の問題等について、ちょっと後で触れますけれども、まず地元委員の説明がありました。現地調査委員の細見委員のほうから現地の状況を補足いただきましたら、その後お話ししたいと思ひま。

○細見委員 2月3日に、先ほど申しましたように委員4名と事務局2名で現地調査を行いました。地元委員のおっしゃるとおりで、特に問題ないと思ひま。隣接する同意書が取れていない土地というのも同時に確認しましたけれども、●●番地に関してはスキの株が散見されて遊休農地と化している状態でありましたので、特に問題はないと思ひま。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

同意が得られない場合に兵庫県の規則ではどのように対応するようになっているのかを事務局に説明を求めます。

○事務局 失礼いたします。兵庫県では、同意書が取れない場合は疎明書ということで、農地等の権利移動の許可手続等を定める規則の第3条第2項第5号及び第4条第2項第4号において、紛争を未然に防ぐ観点から関係者に説明を行い、同意を得る努力義務を定めていますが、ただ、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由などによる不同意の場合は、その理由を書いたものを同意書に代えて添付して提出するようにと指導されております。以上です。

○石原会長 この件は、同意されていない方は、この方との自宅の土地のことでもめておられて、農地の隣接という問題ではなく、その問題が解決していないので、判押しませんというような言い方をされておると。それに対してどのように対応するかということは今事務局が説明したとおり、これは農地法上では問題ないという解釈でという、そういう説明だったんですけど。

この件につきまして、質問なりご意見ございますか。特にないですか。

ないようですので、受付順位292番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第152号、非農地証明について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位293番の提案理由の説明を地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。この案件の申請地につきましては、県道70号線十二所澤線という旧国道がございまして、立脇という集落の北から南に行くにつれて大体集落の半分ぐらいのところに県道に沿ってこの申請地があるということでございます。

所有者の●●さんは、令和元年ぐらいに先代からの相続でこの土地を所有されたというように代理人の説明がございました。それで、この土地について、私もそこを通るたびに、こういう土地があるなということは認識していましたが、改めてこれを見させていただきますと、先代が昭和48年、今から50年前にこの倉庫を建てているということと、それから、

現状見ましたら、この2筆の土地の2分の1ぐらいが倉庫の敷地になっておりまして、残りの半分が今では花壇のようなこしらえになっており、花などが植えられているという現状でございます。これらにつきましては、状況から見ましても、先ほど言いましたように、経過年数も20年以上たっておりますし、所有者の●●さんからは、先代がこのようにしたとはいえ、私も関係法令に疎いということがあったので、今後は関係法令を遵守したいという旨の始末書が提出されているところでございます。この土地については代理人の説明によりますと、ご息子の住居をお建てになるようなお考えを示されておりました。そういうことから、現状を追認ということになろうかと思えますけれども、委員各位のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位293番につきまして、ただいま地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の山田委員のほうから補足説明ございますか。

○山田委員 2月3日、事務局2名と農業委員4名で現地を見てまいりました。地元農業委員さんの説明のとおり間違いございませんので、よろしくご審議ください。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうから、この件につきまして、ご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、受付順位293番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第153号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第153号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課福富です。そうしましたら、農用地利用集積計画の概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。面積につきまして、田が58,345平方メートル、筆数が53筆、合計58,345平方メートル、53筆となっております。利用権の設定を受ける戸数といたしまして7戸、また、利用権を設定す

る戸数として26戸となっております。

次に、設定する利用権の概要といたしまして、使用貸借権が51筆、計55,749平方メートル、賃貸借権が2筆で2,596平方メートルとなっております。また、利用権の終期といたしまして、令和6年3月末が3筆、5,356平方メートル、令和9年3月末が1筆で3,009平方メートル、令和10年3月末が1筆、1,537平方メートル、令和13年3月末が2筆で2,840平方メートル、令和14年3月末が15筆で10,016平方メートル。最後に、令和15年3月末が31筆、35,587平方メートルとなっております。

次のページに行ってくださいまして、2ページにわたっておりますが、こちらにつきましては利用権の設定を受ける者及び設定する者の氏名、住所等を記載させていただいております。なお、今回、上から19筆になりますが、山東町の柵木地区におかれましては、農地中間管理権を用いた利用権設定をされております。

また、次のページでは、利用権の設定を受ける者の一覧をつけさせていただいており、最後のページには、利用権を設定する者の一覧を記載させていただいております。またご確認をいただけたらと思います。

申し訳ありません。最後のページですが、利用権設定を受ける者の列の戸数が24と書いてありますが、26に修正いただけたらと思います。大変申し訳ございません。

以上で説明を終わります。

○石原会長 皆さんのほうからこの件につきまして、ご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、議案第153号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第154号、農地転用事実の疑義について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第154号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。議案第154号、農地転用事実の疑義につきましてご説明させていただきたいと思っております。

資料につけておりますが、朝来市長から農業委員会会長宛てに農地転用事実の疑義につ

きまして、今年度、上八代の一部ほか、田路、過年度の田路、和田山町寺谷、白井、久留引、筒江、山東町末歳の計8地区、288筆、合計73,333平方メートルの照会がございました。これによりまして、1月16日に朝来地区、17日に和田山地区、18日に山東地区で、各地区担当委員さんに地籍調査事業に係る現地調査をお願いいたしましてお世話になったところがございます。この地籍調査事業に係る現地調査につきましては、国や県の通知や市の農業委員会、農地法事務取扱要領によりましてご判断していただきました。

今回、この一覧につきましては、当日配付のほうで訂正させていただいておりますけれども、合計288筆のうち、非農地として疑義が生じた筆はございませんでした。その中で、1点、事務局から説明させていただきます。この一覧の通し番号で申し上げますと16番、267番から273番まで、277番、278番、280番、281番の12筆につきましては、全て農振農用地区域外の畑で、全て設置されてから20年以上が経過した現況が墓地となっております。

墓地につきましては、朝来市の墓地、埋葬などに関する規則で、墓地を設置する場合は申請書を朝来市のほうに提出しなければならないとされておりまして、この規則につきましては、平成24年4月1日から施行しております。現在、新規で墓地を設置する場合につきましては、この規則によりまして国道、県道、主要道路または鉄道に近接した場所でないこと、学校、病院、その他公共的施設または住宅から110メートル以上離れた場所であることなどが規定されておりまして、農地については当然転用可能な農地であることが必要でございますが、この規則施行前に農地転用可能な畑なり田なりに墓地が設置されている場合につきましては、今申し上げました設置場所のそういった規定が適用されないということが規則で定められております。しかしながら、この申請につきましては、設置者から市に提出していただく必要がございますので、本議案が可決されましたら、市の墓地担当課、市民課の環境推進室になりますけれども、こちらのほうに情報提供を行いまして、担当課より指導をしていただくよう依頼しております。

今回、この墓地を含めまして、ご審議をいただきまして、決定をいただきますと、地籍調査課から依頼のあったこの288筆につきましては、地籍調査事業に係る地目変更の認定ということで、地籍調査課に回答することになっております。

事務局からは以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石原会長 現地調査に担当いただきました方につきましては、大変ご苦勞様でございました。一応、地籍調査課との打合せのときには答えを出していただいておりますけれど

も、総会で正式に了解を得ようということで今日出していただいたわけですが、この件につきまして、ご意見なりご質問ございますか。

米田委員。

○米田（利）委員 墓地の関係につきましては、以前、墓地法の中で多分火葬を前提として墓地が設定されておりましたので、旧の法律では100メートル以上離れて、民家から離れるとか、いろいろな条件によりほとんど墓地にできなかったというのがこれまでの実態かと思っております。ところが、地籍調査を始めまして、地籍で了解を得れば、これは墓地として認めていこうというようなことで、新たに県のほうは認めませんが、市長が条例の中で責任を持って認めるということであれば、この法律は許可していこうというのが当初あったと思っております。そういうことが今も生きておまして、問題は県や国が認めなくても、市のほうで責任を持てば墓地としては問題ないというような結果が出たと思いますので、その辺、詳しいことはちょっと僕も忘れましたが、そういう関係でいきますと、特に問題ないのではないかと、これをちょっと付け加えたいと思って。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

現地でもそういうように解釈されて、問題ないというので、288件に対して非農地という判定がされたという経過でございます。ありがとうございます。

そのほか、ございますか。いいですか。

それでは、ないようですので、議案第154号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の議案審議は全て終了しましたが、

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶いただきます。

○西職務代理人 〈閉会挨拶〉

(午後2時17分終了)